

第七十一回 参議院商工委員会 會議録 第八号

昭和四十八年五月八日(火曜日)

午後一時六分開会

委員の異動

四月二十五日

四月二十六日

五月一日

委員赤間文三君は逝去された。

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

政府委員

局長

通商産業省企業

事務局側

補欠選任

増田 盛君

細川 護照君

増田 盛君

細川 護照君

佐田 一郎君

大谷藤之助君

若林 正武君

阿具根 登君

小笠 公昭君

林田悠紀夫君

細川 護照君

安田 隆明君

小野 明君

林 虎雄君

中尾 辰義君

須藤 五郎君

山下 英明君

橋本 利一君

菊地 拓君

参考人

早稲田大学商学部教授

主婦連合会副会長

消費科学連合会会長

宇野 政雄君

高田 ユリ君

三巻 秋子君

宇野 政雄君

高田 ユリ君

三巻 秋子君

宇野 政雄君

高田 ユリ君

三巻 秋子君

宇野 政雄君

高田 ユリ君

三巻 秋子君

宇野 政雄君

高田 ユリ君

三巻 秋子君

参考人として、早稲田大学商学部教授宇野政雄君、主婦連合会副会長高田ユリ君、消費科学連合会会長三巻秋子君、以上三名の方々の御出席を願っております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、皆さまには御多用中のところ、本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、ただいま議題となりました本法案について、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を承りまして、本委員会における審査の参考にしたいたしと存じておりますので、何とぞよろしく御願い申し上げます。

なお、参考人にはそれぞれ十五分程度の陳述をお願いし、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じますので、どうぞよろしく御願いいたします。

それでは、まず宇野参考人から御願いいたします。

○参考人(宇野政雄君) 宇野でございます。私、産業構造審議会の消費経済部会というのに委員として加わっておりますのでございますが、一昨年の八月から、いま申し上げました消費経済部会の方で、製品の安全性の問題につきまして、小委員会がつけられました。たまたまその世話役をいたしました関係からこの問題に関係をするというふうなことになるわけでありまして、その専門の委員会を十一回ほど開催をいたしまして、昨年の十二月に、製品の安全性確保向生対策というふうなことに通産大臣のほうに答申をしたわけでありまして、今日ここに出ておりますような消費生活用製品安全法案というふうなものが考えられたと、こういうふうにお考えいただいておりますかと思っております。そのこまかい内容は、提案の出でおりますところ、御検討いただければよろしいかと

思ひますが、私はまず、こういうものが出てまいりました背景のようなものを二つほど申し上げてみたいと、こう思っておりますのでございます。

実は、講義めいたことを申し上げて恐縮でございますが、数年前から世界的にコンシューマリズムという考え方が出ておるわけでございまして、コンシューマリズムといふと、日本のジャーナリストの方々などはこれを消費者運動とか、それからまた消費者主義の運動であるとか、こういうふうに言っておられるわけであります。

同じ消費者運動というふうなことを横文字で申し上げますと、四十年前も昔からアメリカその他で言われておりましたことには、コンシューマー・ムーブメントといふことばがございます。コンシューマー・ムーブメントといふことばがあるのに対して、また新しくコンシューマリズム・ムーブメントといふべきものが数年前から出てきたというの、そこに何らかの違いがあるから別のことばが出てきたと、こういうふうにお考えいただいておりますかと思っております。

コンシューマリズムといふのは、次のような理由で生活者運動だといふように申し上げてみたいと思っております。

じゃ、消費者運動といっております内容と、いま私の使いました生活者運動というのとはどう違うかあるのだからかといふことでございまして、おおよそだれでもそうであります。この世に生まれた以上、生きていきたいとする者、これが生活者だと思ふんです。字のとおり、生まれて、生きていきたいとする者と書きましたならば、生活者と読めると思ふんであります。そのために必要な物資なりサービスを購入し、使用する、つまり、物を購買したり使用したりする立場の者を通常消費者と、こう言っておりますと思ふんであります。

ですから、きょう日のように物価が上がってまいりましたときに、物の値段をもっと下げてもらえないかというようなことで企業や政府に注文をつけます。これはいま申し上げた意味で言えば消費者運動だと思えます。購買者の利益を守る運動ということですね。それに対しては、欠陥商品のようなものにつきましても、これを排除してもらいたいというようなことは、安いか高いかというような購買者の利益を守るというような問題ではなくて、いま申し上げましたような生きる立場を脅かすものを排除してもらいたい、こういう意味においてはこれはコンシューマリズムの問題だと、こういうように私は一応分けてお考えいたしたいらどうかと思っております。いまのような生活者運動と消費者運動というものを分けてみました場合に、どういう関係にあるかといえますと、私は、生活者運動のほうがより根源的なものだ、消費者運動というのは手段の問題だというふうに理解いたします。つまり、生まれた以上、生きて活きたいとするために必要な物資を購買し、使用する、つまり、消費をするわけでございまして、その逆ではないわけでありまして、つまり、物を購買し、使用するために生きていくわけではないわけでありまして、あくまでも生活をしていくということが根源の問題だと思えます。

それからもう一つ申し上げたいと思えますことは、消費者運動というものは、私の隣、その隣に消費者運動をやっておられますベテランの先生方がおられるわけでありまして、消費者運動というのは、過去の実績をとってみますと、世界どこでもそうでございますが、一部の中産階層の方々の運動であつたように私は思えます。つまり、お金持ちから申しますと、幾らか物の値段が高いというの、まあいたしたことはないじゃないかという気もあるかもしれません。それから、非常な貧困な人から申しますと、そういう少し値段が高くたってきつたことになりまして、何とか下げてもらいたいと考えます前に、それをまかなうた

めに少しかせがなければいけないと、こういうふうな考え方で、アルバイトでもしようという考え方のほうがどうしても優先いたします。

こういう点からいいますと、得たお金を少しでもいろいろな使い方ができないかと考えます。そういう意味での購買者の利益を守るような消費者運動というのは、大体、中産階層の問題であります。その点から見れば、地球上で見ても、南半球の国ではその消費者運動というのは従来発達していないわけでありまして、北半球のほうで発達しているものでございます。そういう点から申しますと、この消費者運動というものは、いまのようにある程度発達して、先進的なところになつてきた場合に出てくる問題でございまして、しかも一國で申しますと、中産階層が御関心を持つものであるという印象を持っているわけがあります。

ところが、先ほど申し上げたように、命にかかわるような欠陥商品がいろいろ出てくるというふうなことになるまいかと、これは一部の中産階層の問題だけではないわけでありまして、豊かな人でも、それから貧困な方でも当然問題にせざるを得ない。そういう意味において、私のいま申し上げようとしておりますことはどういふことかといふと、コンシューマリズムというものは非常に幅広い人々の関心事であるといふことでございまして。一部の中産階層の方だけではなくて非常に幅広い人たちの問題であると、それから、さつき申し上げましたように、枝葉の問題ではなくて幹の問題である。生きていくという手段の問題ではなくて、生きていくそのことにつきましているといふと企業や政府に注文をつけようとする、これがコンシューマリズムの基本的思想だと私は思うのであります。

いまのような、非常に講義めいたことを申し上げて恐縮であります。こういうコンシューマリズムという考え方が出まして、生活者としての意識、それから当然、それがまた従来それほど燃え上がっておりませんでした消費者運動というものが

を燃え上がらせるといふふうな形で、今日、企業や政府にいろいろ注文が出てくるかと思うのであります。私はこの製品の安全性という問題につきましても、いま申し上げましたような理由から、いわば消費者——まあ使いました意味からいへば、消費者の立場というよりもむしろ生活者という、しかもそのより根源的な問題、つまり、生きていくというそのことに関連いたしましたの重大事であるというふうな点から問題がまず取り上げられなければならないということが指摘できるかと思うのであります。これが第一点でござい

す。それから第二点の問題は、こういう考え方がここにあるかと思うのであります。従来の経済上の知識におきましては購買者、買い手というものが賢明である。その賢明な買い手がよい売り手であるかよくない売り手であるかを見分ける力を持つておる。だから、その見分けられる力を持つておるから、もしそこで購買が決定いたしましたから後におきましては、その買い手は、自分が賢明であつた以上、選んだものもよし何かまずいことがあつた場合には、それは当然、自分が責任を持たなければならぬ。こういう形で、現在のこういう契約に關しましては、その買い手が注意せよといふ考え方が基本に流れておつたわけでありまして。それから買い手は危険を持てといふ考え方がそこに基本に流れておつたと思ふのであります。

しかし、今日、この考え方が非常に大きく変わらなければならないところになっていくのではないかと。特に、先ほど申し上げましたような事人の命に關連するとか、安全に關連するといふような問題に關しましてはそうでありまして、特に、最近のような非常に高度の技術ででき上がつてきております商品などを見ますと、なかなか賢明な買い手になつて見分けるといふまでもわかりにくいものがあるわけでありまして、で、こういう点から考えますと、むしろ法の立て方といふことは、買い手は必ずしも賢明ではないんだと、ま

あいわばフルであると、そういうことを前提にして、むしろ売り手が注意せよ、売り手が危険に注意せよ、こういう考え方が世界的な流れとして出てきていると思ふのであります。

いま申し上げましたような考え方、つまりコンシューマリズムというものが教へております思想、それから後半のほうで申し上げましたように、その取引面から見ました場合に、その買い手が注意しなけりやならぬといふことはもちろんでありますけれども、特に安全といふような問題に關しましては、いまのように買い手というものが見分ける力を持つてない。それをだかいいことにしてではなくて、その売り手のほうがそれに対しては注意をしていく、こういう考え方があつていけるべきではないかという考え方を持つてわけがあります。

で、いまのような前提に立ちまして、この今度の法律案の仕組みができていっているとお考えいただいていいんじゃないかと私は理解するわけでありまして、その辺のことを基本の問題として産消費の消費経済部会であるいろいろ検討しました。その上立つてこの諸先生方が御検討いただくべき法律の内容になつていくと、こういうふうにお考えいただければと思ふわけでございます。

私は皮切りといつたしまして、いまのようなこういう法律が出てまいります基本の考え方といひましようか、バックグラウンドといったようなことを申し上げまして、御参考にしていただければたいへんしあわせだと、かように思ふわけでございます。

○委員長(佐田一郎君) どうもありがとうございます。

次に、高田参考人にひとつお願いいたします。○参考人(高田ヨリ君) 主婦連合会の高田でございます。

カラスの鳴かない日はありません。公害とか、危険のある商品とか食品、こういうもののニュースのないときはないというふうな時代になり、安全といふことは、私たちの救いの女神の

ような響きを持って私どもの胸を打ってくるわけなんです。で、このような中で、通産省の各局をはじめとして、厚生省などから今国会に消費生活用品の安全性に関する幾つかの法案が出されているという事は、たいへん私はいさかいのことだと思っております。

しかし、それについてもあまりにもおそ過ぎたという感じがしないわけでもないわけです。ただ、こういう背景の中で、こういう状態ですと、たとえば安全法案ということが国会に提案されれば、それがすぐ安易に成立さればいいんじゃないかというように考えられがちでございますけれども、そういう点に私は一まつの不安を持っております。

と申しますのは、一度法律ができますと、その法律がどういう内容を持っていって、どういふような影響を及ぼすかというような問題があとでわかって、それについて改正という事になりますとたいへん手数がかかるし、それからなかなかその改正に踏み切れないというようなことを、私も消費者運動をしておりまして身をもって痛感しているわけなんです。そういう意味で、この法案が国会でもって十分審議されて、そしていま宇野先生がおっしゃられたように消費者の権利を守る。たとえば安全であることとか、意見の反映というふうな、消費者の権利を守るための法律として成立するようにというふうに国会で十分審議されていることに、私、大きな期待を持っております。

で、この法案の内容でございますけれども、すでに衆議院で、全地婦連、それから日本消費者協会、それから日本消費者連盟創立委員会の各代表者がいろいろの問題点をあげられておられますけれども、私も全く同意見なんです。

たとえば新製品のチェックの問題とか、製品安全協会の中立性の問題とか、消費者の意見の反映の問題、それからほかの法律とのなわ張りの調整を消費者の迷惑にならないように、それから特定製品はできるだけ広く指定する、工場の定期検査

はひんばんにやれ、それから安全基準は、いま宇野先生もおっしゃられておりましたけれども、賢明な消費者が使うものでなくて、不完全な消費者が使うものだという前提に立って基準をつくってほしい、それから製品安全協会の中立性を守るために、業界人とか、天下り人事を自粛してほしい、それから形式承認の期間が七年というのは長過ぎる、それから賠償保険金額を引き上げるようにとか、一般からの意見は聞きっぱなしにする、役所が業者に対して命令を出したときには、必ず一般に公表してほしいということなどは、述べておられておまして、特に製品安全協会の中立性の問題と消費者の意見の反映については、各参

考人が同意見を持って発言されているということに、私も全く練り返すようでございますけれども、同じ意見を持っていますのでございすけれども、そういう意味で、できるだけ時間の都合で重複する部分は省きたいと思っておりますけれども、まずこの法案は、宇野先生もおっしゃられるように、産権審の消費経済部会の消費財安全対策委員会

の答申を受けたものでございす。この答申の内容の中で、一つ法案の中に盛り込まれていないものがございす。それは何かと申しますと、事故報告システムの条項が抜けているわけなんです。これについては通産省の担当の方からの説明を伺いますと、これはいろいろの問題があつて、たとえば事故の対象と欠陥との因果関係がたいへんむずかしいとか、それから報告義務者をだれにするかとか、いろいろの問題があるので、法案の中には盛り込みにくい問題があるけれども、行政ベースですという御説明を伺っているのですけれども、やはり事故報告システムというものは、事故が起きてからの処置や対策が不十分である理由がわかりますし、次の事故への予防措置として非常に必要なことじゃないかと考えておりますので、ぜひこのことを入れていただきたいと思

います。それから、全体的にこの法案の内容が抽象的で、どちらにでもとれるというところが随所に見

えるわけですが、こういう表現があいまいですと、ざりざりに追ひ詰められたときに私も消費者がはうり出されてしまうというふうな心配があるわけなんです。たとえばこの法案の内容で、第三条のところに、品質の基準をきめるというところがうたつてあります。で、こういう品質の基準をきめるというところがうたつてありますけれども、基準がきめられずと、それが、基準の公表はあると思ひますけれども、その基準ができた根拠データですね、これが一般にわかるような公表の措置というのがとられないと、最近の安全性に対して、専門の先生方をはじめとして私も非常に関心を持っております。で、その基準値がどういう経緯を経て出たかということがやはり公表されることによつて、不必要な論争がある程度整理されると思ひますし、それが納得いかない場合には、あくまでも消費者の立場で私どもとしては納得いくような基準をつくってほしいということをはっきり申し述べることができるわけなので、そういう意味で、基準のできた根拠をぜひ公表していただきたいと思ひます。

これは通産省の問題ではございせんすけれども、石油たんの安全性について厚生省で安全であると、えさについては差しさわりのないという発表がされましたけれども、それがどういふ理由によつて、どんなデータによつて出されたかというところが全く公表されていないわけです。ですからそういう意味で、非常に私もそれから専門家の間でも非常に不安があつて、それがやはりたいへん厚生な厚生行政に対しての不信感を増していくという方向に進んでいかざるを得ないわけなんですし、消費者としてはやはりそういうデータを知りたいというふうに思っておりますので、この点をぜひ入れていただきたいということ。

それからもう一つ、この基準というのは政令で定められていくような仕組みになっておりますけれども、マークをつけることを含めて、一度きめられた基準なりマークをつけるということが、社会の進歩によつて必ず更新される可能性があると思

ひうんですけれども、その問題がはつきりうたわれないというふうな点が私どもとしてはたいへん不安なので、そういう点の配慮をぜひしていただきたいと思ひます。

それから、たとえば三十五条でございすけれども、ここに危害防止命令がうたわれております。ここで「主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、」というふうな述べられておりますけれども、「危害が発生するおそれがあると認める」というのはどの段階なのか、そういう点が非常にあいまいな点としておりますし、それから「危害の拡大を防止するため特に必要があると認める」というのは一体どういふ段階なのかというのが非常にあいまいな点としております。

それからもう一つ、たとえば八十二条でございすけれども、緊急命令について「主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、」というふうな表現がされておりますけれども、「重大な危害」とは一体何なのか。それから先ほども申しましたように、「特に必要がある」という場合はどういふ場合なのか。それから「政令で定める場合を除き、必要な限度において、」というところが書かれておりますけれども、「必要な限度」というのはどういふことなのかというところが、この法文を読んだ人々の解釈によつてそれそれかなり差があるんじゃないかと思ひます。そういう意味で、ここら辺をかなり明確にしたいと思ひます。たとえば、具体的にPCBの問題について、PCBについては許容量をこすと重大な危害になるのか、そこら辺がはつきりしないわけですね。そういうことで、こういうあいまいとした表現というところは、もう少し具体

的に基準をはつきり、表現の基準をもう少し具体的に、私たち消費者にもわかるような表現をぜひ使うようにしていただきたいということが一つお願いでございます。

それから、第三章の「製品安全協会」についてでございますけれども、さきに衆議院でも、この製品安全協会の中立性について参考人が意見を述べておられましたけれども、やはり中立性の確保ということ、これは運用面とか組織面とか、いろいろそういう面でもかなり厳重にしていってほしいと思うわけです。それはやはり協会べつたりでは私ども困るわけですし、天下り人事でまあまあ、まあまあ主義ではたいへん困るわけです。

そういう意味で、食品衛生法が昨年改正されましたけれども、食品衛生法が、検査機関の要するに拡充をしていくということで指定検査機関の条項を設けているわけなんです。その指定検査機関の条項の中で、指定の基準というのを食品衛生法の第十九条の四に幾つか述べておりますけれども、そこにはたとえば「業務の内容が製品検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること」ということをはつきりうたっている条項があるわけです。ですから、こういう点で、この製品安全協会のあり方についても公正な運用がされると、客観的に見て公正な実施がされるというように意味のことをやはりお書きいただきたいということ。

それから、この食品衛生法に指定の取り消しなどができるといふことで、その指定検査機関の取り消し条項を第十九条の十三にうたっているわけなんです。そして、非常に不正をしたときとか幾つかの条項を設けて、その指定の取り消しができるというのをうたっているんですが、この法文の中でそういう指定の取り消しができるというようにうたっている項目がなくて、これは納得がいけない問題が起きたときの指定機関の取り消しという条項をぜひお入れいただきたいし、それから製品安全協会が適当な処置をとらないときの理由

の公表というようなことをやはりうたっていたきたいと思うわけです。そして、特にこの問題は安全の問題でございまして、それから製品安全協会の業務内容というのはいへん範囲が広いように私は理解いたしております。そういう意味で、この問題について主務大臣とそれから製品安全協会の責任範囲というのをはっきり明確にされておきたいと、私どもはなかなか信用が置けないというふうに考えるわけです。そういう意味では、消費者の意見を常時反映させていくような歯どめの項をぜひ設けていただきたいということを申し上げたいと思うわけです。

これはどういふことかと申しますと、私どもたいへん苦しい経験を持っているわけです。実は、不当景品類及び不当表示防止法という公正取引委員会で所管しておりますごまかし表示や行き過ぎた懸賞、景品を取り締まる法律がございまして、これけれども、その法律の中に、公正競争規約を第十條でつくることを認めているわけなんです。これは業界の自主規制を——公正競争規約は、業界の自主規制について公正取引委員会がそれを一応検討してみても、そしてその認定の一応資格に合っている——たとえば認定条項の中に「一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと」といふような条項が入っているんですけれども、こういう認定条項が四つばかりあるんです。この四つを充実している場合には公正競争規約を認めることができるというように意味合いの内容で、もし、こういう公正取引委員会が行なった行政処分に対して不服があるものは、この「告示があった日から三十日以内に、公正取引委員会に對し、不服の申立てをすることができ」といふことがうたわれているわけです。そしてこの場合、「公正取引委員会は、審判手続を経て、審決をもって、当該申立てを却下し、又は当該処分を取り消し、若しくは変更しなければならぬ」といふことをこの景表法の十條でうたっているわけなんです。

実は、果実飲料類などの公正競争規約の認定に

あたって、固有名詞を申し上げてたいへん恐縮ですが、具体例でございまして、たとえば「ファンタ」のように、外観から見た色が全く果汁が入っているように見える、それからおいや味が果汁入りであるかのように見える、それから「キリンレモン」といふように、色はついてないけれども、くだものの名称を使っているというふうなもので、そういうものに、全く果汁が入っていないものについて、合成着色料とか合成香料使用という表示を書けば、それは果汁が入っていないというふうに理解できるんだというふうな解釈のもとに、私どもとしては、そういうものは無果汁表示をしてほしいんだということを要望したのでございまして、そのことは公聴会でも表示連絡会でも主張したんですけれども、そういうことがいられないので、実は不服申し立てをしたわけです。

そうしましたら、その不服申し立てをしましたのは主婦連合会という団体と、それから奥むめおという個人と二つのケースで不服申し立てをしたんです。ございまして、この審判が十回ばかり開催されました。審決では、主婦連合会及び奥むめおには不服申し立ての資格がないということで却下されてしまったという苦しい経験を持っているわけでございます。

そのときの公取の幾つか理由がありますけれども、たとえば奥むめお個人とか、それから主婦連合会——主婦連合会というのは一部の消費者団体である、奥むめお個人というのは個人である、一般消費者ではないといふようなことを審判立会官はその説明で言っていたわけです。で、いまこれについて高裁に訴えて、六月二日に第一回の口頭弁論が行なわれる予定になっておりますけれども、こういう私どもは苦しい経験を持っているわけです。

そういう意味で、この審議にあたりまして、審判会の私も末席を汚しております。消費者の意見を反映してほしいというふうなことで、この法案の九十一條と九十二條に私どもの意向を反映させられたと思うんですけれども、九十一條には、「協会がした処分に係る審査請求」、それから九

十三條には「主務大臣に対する申出」という条項が入っているわけでございます。

ところが、昨年の十月に、アメリカに消費者製品安全法という法律ができておまして、これは昨日、通産省のほうからいただいた資料なんですけれども、この法律というのは、「一般消費者が日常生活のうえで使用し、または消費する多種多様の製品の安全性を確保するため、独立の行政機関として、消費財安全委員会を設置し、安全基準の設定及び施行、基準違反製品の販売禁止、危険製品の回収等の措置を行なうとともに、安全製品に関する情報の収集及び普及を計り、さらに、一般消費者に、製品の安全性に関してメーカー等に対する訴訟の道を開こうとするものである。」というところの、大体の概要の説明がうたわれているわけです。そしてその内容は、説明するのは省きますけれども、関係者による委員会への訴願というものがはつきりうたわれておりますし、緊急時の措置の問題、それから新製品についての届け出の問題、それから輸入製品に対する規制の問題、こういうようなことをきびしくうたっているわけなんです。

そして、この国際商事法務という原文——国際商事法務の一九七三年の一号の四という資料がやはりたまたま手に入りまして、ところが、たとえば先ほど説明いたしました、通産省でいただいた要約の関係者による委員会への訴願と関連があると思われまして、この法案というものは、消費者製品安全規則の司法審査という項目が十一條に載っております。約千二百字でいろいろ書かれているわけなんです。ここに、「委員会が消費者製品安全規則を公布した日から六十日以内に、この規則によつて不利益をうけるいかなる者も、またはいかなる消費者もしくは消費者団体も、コロンビア特別区、または、その者、消費者または団体が居住したまたは主たる業務の場所を有する巡回区の合衆国控訴裁判所に、この規則の司法審査の申立てをすることができ」といふことで、るる、具体的にどういふことができるのか、どうしなければなら

ないということが十一條に詳しく載っているわけなんです。残念なこと、この国際商事法務の一号の四には十一條までしか詳しく載っていないで、今月の末には全文が紹介されるということなんでしょう。ごさいすけれども、アメリカでできました消費者製品安全法というものは、かなり消費者の立場に立つて、消費者が訴えることができるんだというところまで詳しく書いてあるわけなんです。

ところが、この法案を拝見してみますと、たとえば九十一條には、「協会がした処分に係る審査請求」となっておりますけれども、これがほんとうに業者だけに限られるのかどうか。それから、業者だけだとすれば、これは消費者にとつてたいへん不平等だと思ふわけです。ですからこの九十一條に、「協会がした特定製品の検定等の事務に係る処分不服がある者は」というこの「不服がある者は」というのは、やはり消費者もその資格があるというふうに、ぜひそういうような方向に持っていくていただきたいということ、それから九十三條に、「何人も、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置がとられていないため一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。」「主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。」というように、「何人も」ということで、消費者も一応「何人も」という中に含まれていてというように理解できると思ふんですけれども、これは、一応、主務大臣が申し出の内容が事実であるかどうかという必要な調査を行なつて、そして、もし「その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。」というところになつてゐるわけです。

しかし、この九十三條について、主務大臣が怠

慢であつたりサボつたりして何にもしなかつた場合、それから、調べたかどうか私どもにはわからなかつた場合、それから、その調査結果が申し出者の納得できない形の結論が出たとき、それから、そのデータに客観性が持たないというふうな、幾つかの問題が消費者側に出てくるんではないかということが想定できるわけです。と申しますのは、先ほどのジュースの問題で説明しましたように、この問題について公聴会も開かれ、それから表示連絡会も開かれて、そのときにも、これは無果汁という表示をしてほしいということを消費者は主張したわけです。しかし、主張したにもかかわらず、それが実現しなかつた。そういう事態が起こらないという保証は全くないわけです。このままの条項ですと、もし、主務大臣が適当な措置をとつたことについて不満があつた場合、苦情を言いたい場合、これはもう絶対に消費者が譲れない問題が出てきた場合に、この苦情というのは永遠に私どもは泣き寝入りしなければならぬんじゃないかという不安があるわけです。

それから、時期についても期限が書かれておりません。ですから、全くメーカーが危険なもの全部売り尽くしてしまつたあとに、主務大臣の結論が出て措置が出てはおそ過ぎるわけです。それから、報告も一応するというのが義務づけられていないわけです。

そういう意味で、委員会での私ども消費者の発言がくみ入れられて、「主務大臣に対する申出」、それから「協会がした処分に係る審査請求」という条項が入れられましたけれども、こういうような消費者の訴えの道——アメリカには消費者の訴えの道をきちんと開いてゐるわけですから、消費者が訴える道が開かれていないということ、私は、この法律が画竜点睛を欠くんではないかというふうに考えておりますので、ぜひそれをお入れいただきたいということ。それから、「目的」とのところをはじめといたしまして「一般消費者」ということが随所に出てまいりますけれども、これも私どもの苦い体験を話さなければ

いけませんけれども、公正取引委員会の審判最中に、奥むめお、主婦連合会というのは個人であり、しかも消費者団体の一部であるということ、一般消費者ではないんだと。私どもは、個々の消費者が集まつて一般消費者というふうに理解をしておりましたんで、そういう説明を受けました。

そうして、これは昭和四十七年二月二十四日の審判立会官が出されてゐる第三回の準備書面の中に、一般消費者とは、消費者である国民大衆の意味に解すべきである、景品表示法は、かかる意味における一般消費者の利益の保護をはかるものであるが、一般消費者なるものは抽象的な存在であつて、具体的実在は考えられない、というふうなことをしるされてゐるわけです。が、私どもは、一般消費者というのは生きてゐる人のことで、抽象的な存在ではあり得ないというふうに理解しておりますけれども、こういう字句の解釈で、この一般消費者というのはいかゞが事業をするために物を買うという立場ではなく、消費者が、先ほど宇野先生がおっしゃられたような生活をするために買う、その立場の者を消費者であるということ、を、ぜひきちんと定義をしていただきたいというふうにお願ひする次第でございます。

なお、そのほか重大事については公聴会を開くとかということも入れていただきたいし、国柄は違ふかもしれないけれども、アメリカは独立機関が管理して、消費者が裁判所に訴えることができるというような法律をつくつてゐるのに、日本の役所はいつも消費者の申し出があつたらばというふうな形の受け身の点については、ぜひこれもつとよりよく消費者の意見を反映させ、くみ取り、役所のやることというのはいつても完全ではないんだと、不完全な場合が必ずあるんだから、そういう場合には一般の消費者が何でも言つてきて、それを判断していくというふうなそういうあたいたか配慮がされなければ、ものごとというものは民主的な形で解決しないんじゃないかというふうに私は信じてゐるわけなんです。

この法案について、行政担当者の方たちがたいへん御苦労してくられたということに、非常に私も感謝いたしておりますけれども、今後の問題として、やはりマークのついた製品だけについて賠償されるということはあまりにも不平等ではないか。要するに、マークのついていないものでも、私どもが買う商品というのは必ず安心して、赤ん坊が買つても、年寄りが買つても、子供が買つても安心であるというふうなものが市販されるような、そういう法律にならなければおかしいし、そういう中で補償がされるという形にならなければおかしいと思ふわけで、通産省所管のたとえば電気用品取締法とか、その他いろいろ安全を含めた法律がございしますけれども、それを含めて、損害賠償についてこの安全マークのついてゐるものだけが賠償されるというふうな不平等は、できるだけ早く解除するような御配慮をぜひしていただきたいと思ひます。この点については、私、小委員会の末席を汚して、絶えずそれに矛盾を感じ、疑問を感じて発言していただくことでございます。

それで、今後、行政の姿勢が単に法律だけつくればよいということではなく、具体的にほかの省との関連ということ、ほかの省との連絡を十分にとつて、そしてむだのないように安全の問題を、消費者が持つております安全であることの権利、意見の反映とか、自由に選ぶとか、それから知らされるというような消費者の権利を守る、そういう立場から、要するに、製品安全協会をただこしらえればよいんだとか、そういうことではなくつて、消費者の権利を守るという立場からぜひほかの省とも有機的な連絡をとつて、アフターケアが十分かどうかという点も十分慎重に御審議していただいて、私どもの役に立つような法案にしたいとお願いいたします。

○委員長(佐田一郎君) どうもありがとうございます。次に、三巻参考人をお願いいたします。

○参事人(三巻秋子君) 消費科学連合会の会長の三巻秋子でございます。

もはや二人からなる御説明がございましたし、私も産業構造審議会の委員の末席を汚しておりましただけに、その内容につきましてもはや触れる余裕はございません。しかし、こちらに呼ばれました以上、その責任を果たすためには、私見でもと思ひまして、きょうは、もはや二人の内容が頭に浮かぶような気がいたしましたので、ほんのりから今回の法案とその運用との関連につきましても希望を述べることによって、その責任をのりさせていただきますと思ひます。

高田さん並びに宇野先生がおっしゃいましたことについては、私も同感でございますということをおもひ申上げますが、顧みしますに、消費者保護基本法ができてから——これが四十三年度の五月に制定されておりますが——ちょうどこの五年目でございます。わが国の異常なまでの経済の成長と技術の開発は、世界各国の注目となるまでに至りました。そして、おののいろいろの経済上の圧迫を受けるに至りましたことは、いまさら言うまでもございません。しかし、その陰に種々の社会問題を引き起こしたのも事実でございます。

そのひずみは、インフレのコスト高による物価の高騰となりまして、私たちの暮らしの上に大きな影を落としてまいりました。その上に、生活環境の破壊という公害問題を発生し、いろいろと購買力のあることをいいことに、無計画な企業の投資は多くの商品を町にはらんさせました。流通機構の競争条件のきびしい状態は、悪質な利潤追求や品質管理の悪さとして、各地で欠陥商品をつくり出すまでに至りました。それがゆえに、安全性の問題が大きくクローズアップされ始めてもはや何年になりましたか。さすが企業優先主義の各省内にも行政各省間の意識の転換といつて、頭の切りかえを推進しなければならぬ、余儀ない時期になったということが思われます。今後の消費者行政の進むべき方向は、先ほど宇

野先生がおっしゃいましたように、まず、一に安全、二にサービス、三に体制の整備と言われておりますとおり、つまり、売り手に立つ事業者の責務を追及すること、これを原則としたしてありますが、先生のおっしゃいましたとおり、買い手注意から売り手注意への転換となり、そして今度の消費者の被害の救済へという段階にまでなつたのは当然だと私は思ひます。このときにあたりまして、通産省提案の消費生活用製品安全法の成立を見るべく国会への審議に入りましたことは、時宜を得たというよりはむしろおそきに失したと思ひます。

私は、消費者運動二十五年の生活を通して思ひますことは、いつも消費者が一面保護されているような顔をした法律でも、その運用のいかんによりまして、決して消費者のためでなかったという経験をいやというほど体験してきました。私は、三十九年以来、消費の科学化をモットーに、消費者教育と消費者運動と共同購入という生協の場をもちまして、これら三本の柱を並行的に運営し、消費者が行動を起こしてこそ消費者の利益を守るということができるという信念のもとに組織活動を行なってきた者でありますだけに、この法律とて表面はよいことばづくめでも、その運用いかんによりましては相反する形にもなりかねないであろうというところを、今後、注意力を持って——そういう考えのもとに産業構造審議会に加わってまいりました。

法案の別表に掲載されております従来の多くの法律の中に見られない、いままでは、法に触れる違反者でさえとかく名称の公表を避けてきた通産省の役所の仕事で、今度は目的として、まず、「一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため」、特定の商品に政府で定め、製造、販売を規制し、危害の発生を防止するため、一に規格の基準を定め、二に輸入品に至るまで検査を受ける仕組みと聞いています。そして、その安全基準に合格いたしましたもののみSGマークの表示をつけ、その製造事業者は主務大臣の登録

を受ける必要があります。また、定期検査を行ない、基準に合格しないときは改善命令を出す権限を持つていられるのであります。

一方、民間の自主的な製品安全協会をもって危害防止命令として特定商品の回収をはかることができるような仕組みになっておりますことは、一段の進歩だと思ひます。

なお、八十二条におきまして、特定商品を除く消費生活用品の欠陥により消費者の身体に重大な危害が発生し、また急迫した場合は緊急命令を発することができるといふこと、それから、安全基準をJISの基準よりも高度なものとしなければ安全の意味がないといふことを、その審議会の席上におきまして消費者が声を大にして要求したことが今回の特色であると私は思ひております。

九十七条においても、四条の「検定及び販売の制限」、七条の「表示の制限」に違反した者に罰則が明示されたこともその一つでございます。従来の家庭用品品質表示法にしろ、電気用品の型式承認マークの安全取り締まりでさえ脱法する例が相も変わらずございます。これは勧告が何回目になつてはじめて公表するという考え方に比べますならば、今回のものは数段の進歩といえましよう。

そこで、法律成立の暁には、まず、特定商品を一一般の苦情から吸い上げまして、実態をよく知り、特定商品を他の法律にダブらない上で——このダブらないというのが私は少々も足りないのではないかと感じますが、一般の法律からも吸収できるといふこととしてはいいのでございますが、ここで特定商品というものは従来の法律は除くことになつておりますので、特定商品一つでも多く官民一体となつて早く指定させ、SGマークが正しい高い基準で評価でき、安心して商品の選択に役立てることが必要となりましよう。企業のモラルの必要の重要なことは申すまでもございません。

先般、アメリカへ視察に参りましたとき、恩師に、一団で毛布をお礼として求めようと話し合いましたときに、アメリカのULの品質表示の権威

のあることを私は知つておりましたので、その選択に戸惑いなくこの表示のついたものを求めたことをいま思い出しております。知らぬ土地の買ひもの等も、安心して求められる気持ちを与えたことは、その信憑性と普及のよさが物語っているものではありますまいか。

次に、安全センターでの安全基準作成に当会の者も携わつて出ておりますが、その一、二の例を申し上げまして、今後の慎重な基準設定、いわゆる運用のしかたいかんでどんなにもなるということをお述べしてみましよう。

たとえば、うば車と歩行器の検討が着々と進んでいるやに聞きますが、うば車は、親の便利さと団地での運びよさ、いわば便利さから車輪は小さく、簡便化することができると、幼児の頭への動揺とか、柄が抜けてしまふとかいうことが考へられていないという使用者の声が強かつたといひております。また、歩行器は、歩行の「訓練になる」と書いてありますんですが、これは少しも訓練にはならないんだと、むしろ、寄りかかるがために危険があることすらあるというようないふことをお互いの委員が話し合つて、この「訓練になる」といふことばを取つたやうでございます。

このように、消費者の意向というものは、安全センターの基準作成にあたりましては十分発言する場があるといふことがありますが、この委員たちが慎重に審議をすることがあつたならば、われわれの心配もあるいはある程度避けられるかも知れません。これら実際に使用してみてもという体験がその基準となり、表示のしかたによい影響を与えてこそ、このSGマークの信頼性が出るというところで、表示のしかたによつては間違つた解釈をするものもあり得ることを、今後、各審議の対象者は責任を持って論議すべきであると痛感するものでございます。

要するに、安全基準の高度さ、運用面の適正化、その迅速さが規制内容としてよく取り取れることが現段階での最大の問題点と思ひます。これを同時に、各地の消費者センター並びに国民生



活セター等はもちろんのこと、国の検査機関を大いに民間に協力させ、効果をあげることが必要でありましょう。

なお、消費者を守るためには、罰則、命令等はどしどしと実施に移してほしいと思います。

最後にもう一つ、被害者救済の運用にはその原因の究明を明らかにする等、以上を希望いたします。

最後に少々時間をいただきまして、当連合会では、去る二十五日、四十八年度の総会の席上で三つの運動方針を定めました。「物価をつり上げる買い占め、寡占対策を強化せよ」、「二番目に、「むだを省いて資源の活用を協力せよ」、「三番目が、「すべての商品は安全性の確認から」という運動方針を取りまとめましたが、この法案の成立を見込んで、特定商品の政令指定に一般の声を大きく取り上げたいための運動方針でございました。

最後に、移り変わります激しい世の中で、安全性の必要な世の中にすることが先決ではありませんが、ともすれば、疑似マークをつける悪徳業者が出て、法律を空文化させる危険性があるかもしれません。慎重なる御審議を望みまして、私の意見といたしたいと思います。

○委員長(佐田一郎君) どうもありがとうございます。

以上で参考人の方々の御意見の陳述は終わりました。

これから参考人の方々に對する質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○小野明君 宇野先生にちよつとお尋ねをいたしたいと思ひます。

先生のお話でよく背景というものがわかったわけでございます。売り手をチェックしなければならぬということが趣旨でこの法律案ができておるといふことであります。ところが、いま高田参考人がいろいろ問題を述べられておりますように、あるいはいままでのいろいろな消費者運動の経

験からまいりました問題点等をお述べになつておりますが、先生が、この法律案について一番大きい問題点といひますか、それはもちろんお考えになられておられるところでございますが、それらにつきましても、まあこういうところ、こういうところというふうなひとつ御説明いただければ幸いです。

○参考人(宇野政雄君) 私が申し上げるというよりは、すでに諸先生方のほうにこの安全法案の提案理由とか、ないし補足説明とかございますが、そのほかに安全法案要綱というふうなことで大体抜粋したものが出てくるかと思うのであります。そこに出てくるようなものが、さつき私が申し上げましたような考え方の上に立つてつくり上げられてきたと、こういうふうに御理解いただければいいんじゃないかと、つまり、産消費の消費経済部会である検討いたしましたところから見ましたものを、たいへん行政当局がよろしくままとめて反映してくれと、こういうふうに私は理解したものであります。特にどうというのじやなくて、この何枚かにわたって書いてあります。ここに書いてあります。つまり、安全法案要綱で、第一、総則、第二、特定製品、第三が製品安全協会でございますが、こういうふうなものが、ポイントとしてもしお考えいただければポイントだといふように御理解いただいたらいへんありがたいという気がするわけでございます。

○小野明君 重ねてお尋ねいたしますが、たとえ八十二条の「緊急命令」という項がございませう。この項を見ますと、この法律案の各所にこういつた問題は見られるわけですが、この二行目に、「一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある」と、この「重大な」、あるいは「急迫した危険」と、こういう形容詞がございませう。なお、「危害の拡大を防止するため必要がある」と、こういうふうな表現がございませう。これらのことは、えてして通産省側としては、このことばに隠れまして、重大な危害がないと、必要はないと認

めるとか、そういうふうな逃げ口上にされやすい点だと思ひますね。こういうことばがあるものから、どうも肝心なところがさるになつていくという感じを持つわけですね。この点は高田参考人も若干述べられておられるわけですね。どうも、網はよかつたがしりは結ばれないといふところがございませうが、これらについてはいかがでしょうか。

○参考人(宇野政雄君) 私、たまたまいま、総理大臣の諮問機関でございませう国民生活審議会というもののほうにも関係しているわけでございませうが、あちらの審議会で見ますと、ほかのいままでの審議会と違ひまして、必要によつてはその審議会のほうから諮問に應ずるといふよりは建議することができるといふような一項目があるわけで、随時それによりまして、これは、高田委員もその審議会の中で消費者保護部会というので御一緒させていただいておられるわけですが、ときどき諮問といふよりは、そこで検討したもので総理大臣に善処方を求めるようなことをやつたりするわけでございませうが、何かいまのような形のものが、具体的にこの法律を運用していきませう場合に、当然、何か審議会ができるかと思ひますが、そこいらにいまの建議をし得るようなことを入れておいていただく、これはかなり実質的には、いま御懸念のようないことは解決できるんじゃないかといふような気が私はいたしますんでございませうがね。

○小野明君 もう一つ、やつぱり安全マークが張られておる商品が事故を起こすといふことが一番これは問題点なんですね。もちろん、一般のJIS製品についてもこれは同様だと思ひますが、特に安全マークが張られた分が事故を起こすなといふことが非常に問題なんですね。この安全基準の作成といふことが非常に重要な仕事になると思ひますね。この安全確保のためにいかなる措置をとればいいのか。従来のような機構ではなくて、専門的にチェックする、あるいは消費者の声を聞くといふような、作成の過程とか、あるいは構成とか、それらについて御意見がございましてお聞

かせいたいただきたいと思ひますが。

○参考人(宇野政雄君) そこまでこまかいことは、私、頭にまだございませうけれども、いまお話しのように、やはり安全といふ問題は、非常に身体に関連するわけで重要な問題でありますから、しかも、特に高度の技術ででき上がつてきている品物になりますと、専門家をよほど大事にして御検討いただかなければならない。この辺が若干、経済問題などと違ひ大きい問題だといふ気がするわけで、できれば、やはり中立的なその道の専門家の方々を動員して、この基準をつくつていただくといふようなことはぜひ進めていただきたいという気がするわけでございませう。

○小野明君 次に、高田参考人にお尋ねをいたしますが、事故報告の義務といふことを第一番におあげになりました。それから九十一條、九十三條の關係をお述べになりましたね。この法律案によりますと、八十三條に「報告の徴収」といふことが、一項がございませう。「政令で定めるところにより、特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者に対し、その業務の状況に關し報告をさせることができる。」と、こういう一項がございませう。これについて私も十分であるととは思ひます。ん思つてはおられません。おりませんが、九十三條との關係で、この報告の徴収についてさらに加えんとすればどういふ点になりますのか、お伺ひしたいと思ひます。

○参考人(高田ユリ君) 八十三條の報告の徴収といふところは、一応必要が——先ほど小野先生もおっしゃつておられたように、「必要がある」と認めるときは、政令で定めるところにより、業務の状況に關し報告をさせることができる。」といふことで、「必要がある」と認めるときは、「いふ」といふことになつておる点ですね。こういう点について、たとえ事故があつたとき、その事故の報告の問題がないと非常に解決つきにくいといふような問題が必ず出てくると思ひます。そういうような具体的なことをぜひ内容に織り込んでいただきたと、ただ、この法文で読めるといふふう

生はおっしゃられましたけれども、いざというときにはなかなかその必要があるというふうには理解できないとか、業者にはなかなかそういうことはやらせにくいんだとか、往々そういう形になってしまっているわけです。

それで、先ほどのアメリカの製品安全法の法文の内容を見てみますと、ちょっと報告のところが違いますが、消費者製品安全規則の司法審査のところの十一の条文を見てみますと、大体約千二百字で埋められているわけなんです。そして、それについてはどういふ場合に——先ほど話しましたように、「六十日以内に」、それから「不利益をうけるいかなる者も」、それから「消費者もしくは消費者団体も」というように非常に詳しく具体的に、しかも、その訴えられる場所というものは、「消費者または団体が居住したまたは主たる業務の場所を有する巡回の合衆国控訴裁判所に」というように、それから、これを受け取った「裁判所の書記官は、申立書の写を、委員会または委員会が指定する行政官および司法長官に送付しなければならない」というようにかなり具体的に書かれておりますので、私としては、やはり報告の問題についても、ただ事故報告システムの問題をここで読み取れるということだけでなく、もう少し具体的に内容を加味していただきたいというふうに思います。

それと同時に、九十三条でございすけれども、先ほど公取の審判の審決が出て、私ども消費者団体及び奥むお個人に訴える資格がないという審決が出ましたときに、これは全国の消費者の方たちからお手紙なり電話なりいただいたり、それから国会議員の先生方からも、行政の措置としてこういう解釈のしかたはおかしいので、何かできることがあればという御助言などもいただいたりするほどこの訴える資格の問題というのは——私どもとしては持っているというふうなふうに思っておりますけれども、そういうものがないとすれば、九十三条の中に訴える資格があるんだと、訴えられるんだということを

やはり明文化していただきたいことと、それから、報告の義務があるということと、それから、期間の問題をやはり先ほど申しましたような形でぜひ取り上げて、そういう形で取り上げていただかなければ、せっかくのこの安全法というのが、ほんとうに消費者の権利を守るためにできたというふうには私は理解できないわけでございます。

○小野明君 アメリカのいまおっしゃられました消費者製品安全法というのは、その点がなかなか抜け道がないようにきちんとしてえられてあるように思われます。

そこで九十一條というのは、やっぱり御指摘のように、これは協会の業務が六十三条に書かれておりますが、この第一号にしかからぬわけですね、九十一條は、この一号にしかからぬわけですね。したがって、やっぱり消費者というものがもし——これは通産省に質問していただければならぬ問題でございすけれども、上へかかりますとして、ウェイトが非常に低いわけですね。この辺は主張を十分していきたいと思っております。

それから九十三条のおっしゃる御趣旨は、「適当な措置」というところが一番問題だとおっしゃるわけですね。これをこのままにしておると、適当にございすかされてしまうのではないかと、こういうことでございすね。ここに不満がある場合には一体どうするのだと。あるいはここに報告の義務、あるいは公表、公表ということと報告の義務、あるいは公表、公表というところはちょっと御意見になかったようでございますが、報告し、その異議を申し出たものについて報告をさせ、それを公表させなされるならぬと、そして、それは何日までという期限をつけなさいと、こういうことでございすね。これは団体とかいうことではなくて、はつきり消費者をさしている項目だと思っておりますね。そういうことでございすね。

○参考人(高田ユリ君) はい。そういうことでございす。それで九十三条の「適当な措置」ところ、いま先生がおっしゃられたように公表もぜひ入れていただきたいし、その場合、その理由ですね、調査をした結論だけでなく、どういうこ

とでということをはっきりしていただきたいし、それでそれと同時に、なお、くどいようございすけれども、それに満足ができない場合に裁判に訴えることができるということをぜひ入れていただきたいわけですね。

それで、先ほど先生が、協会の業務内容について六十三条の一号だけしか入らないとすれば、それだとすれば、あとこの六十三条に八号まであるわけですね。こういうものが入らないとすれば、幾つかの、二から八号について、協会がしたものについて消費者が被害をこうむる場合があるというふうな想像はできるわけなんです。そういうことに對しては、要するに、審査請求ができないということは全く不平等だと思いますし、そういう点をやはりいつでも消費者の意見が反映されるような窓口、そういうものが法的に開かれていという保証を私はぜひ与えていただきたいと思うわけですね。特に九十一條については、この協会というものが行政機関でないという考えから入ったというふうな理解できますけれども、業者だけじゃなくて、消費者自身もかなりこの問題については不服があり得る場合があるわけなので、ぜひその点も片手落ちがないようにしていただきたいというふうに思います。

○小野明君 三番参考人に一点お伺いしたいと思っております。というのは、先ほど被害者救済について万全を期せという御意見があったと思っております。これは同じく六十三条に、業務の要項が八号にわたっておりまして、六十三条の三番と五号に被害者救済の事項が書かれておりますが、これについて御意見があればひとつ、まあそれ以外でもいいです。被害者救済の面につきまして何わせていただきたいと思っております。

○参考人(三善秋子君) いろいろと法律というものは、なかなか高田さんのように内容をこまかくこう書くというところは容易でないというところは、その審議会の途中でも、いろいろと法制上の関係であります、含みとしては、役所においては、今度はそういう救済方法等は完全に緊急命令

をも出すことができるのだというふうな、そういうところまで約束事を得ておりますので、私はそれはやってもええものだと思っております。

○小野明君 一応安全マークが張られた、それによつて事故が起こったという場合、従来の政府のやり方ですと、たとえば自動車事故ですと、保険会社がみな査定をしますね。それで期間を延ばされて、保険会社がその査定額を値切っていくと、こういうふうなことになるが、まあなつておるわけですね。そうすると、今回のこの件も、この三番についてはほぼ一千万円ぐらい、こういうことのようなんです。それは保険会社が扱うということになりまして、これはばるくそれに値切られてまして、しかも期間が引ければ、保険会社は専門ですからね。非常に低いものになるのではないかと、いかにそれがあつて思ふのです。その点について。

○参考人(三善秋子君) その審議の途中におきましては、一時見舞い金として三十万円だけは先にお出ししますと、その後においていろいろ調査した結果、一千万円を限度としてその被害に際した分を払いますというところでございすので、そういう問題は、その過程において早く当然消費者に有利にすべきものだと思はれます。

○小野明君 たとえばその三十万とか……

○参考人(三善秋子君) それは見舞い金として一時早く渡すというところでございまして、そして、その差額に應じてはその後査定されてから支払いをするというところでございすから、やはり自動車事故じやございせんが、双方間のいろいろな、また使い方によつて事故を起こす場合もありますし、そういうことを慎重に——機械そのものの悪さか、使い方の悪さなのか、そういう点などを慎重に審議されたあとの結果がいれば安全協会から言い渡されるのじゃないのでございすし、うか。それとともに、保険会社がそこに介在して支払うのじゃないでしょうか。

○小野明君 そうしますと、大体この政府の、通産省構想でよろしいという御意見でございす



か。

○参考人(三巻秋子君) まあ現段階においてはこれだけぐらいいしやむを得ないといままでが、あんまり役所というものが、消費者保護、消費者保護と言いつつ、裏を返せば環境衛生法にしろ、それから畜産物の価格安定法にしろ、すべて農業者のほうばかりを向いておりましたり、それから美容、理容、クリーニングのほうばかりを向いておりましたり、いざとなつた場合には消費者の保護には何らなつておらないという様な現時点のある中で、消費者をこまめに法律として持つてきたという事は——何も理想的にそこまでするという段階は容易ではございませんだろうと私は想像するんですね。あんまり、何といひますか、なまぬるいような、消費者団体のリーダーとして恐縮でございますが、やはり徐々に悪いところは直していくという事を、運用の面においてそれが——私は、関連づけて先ほどからお話ししましたのはそこなんです。いままで、運用面での適正化とか迅速化とかということ等で、ことばであらわしているつもりでございますが……

○小野明君 いまの問題で、この三号の運用なんです、まあいまの場合は協会がやると、こういうふうなところらしいですね。しかし、これはあるいは保険会社がやるようになるかもしれない。保険会社がやるようになってこれにはしかたがないというふうな事ですか。

○参考人(三巻秋子君) それは、そういう詳しいことまで私存じませんので、お役所のほうでそれはお尋ねくださいませ。

○小野明君 終わります。

○中尾辰義君 私、一点だけ伺いますけれども、宇野先生と高田さんにお伺いしますが、通産省が電気用品を試験して、その検査の結果これを発表しているわけですが、これは昭和四十六年度の電気用品試験検査の結果について昨年の八月に公益事業局から出ておるわけですね。これを見ますと、買い上げ数の機種が百八十二、それから台数が三百六十四と、この中には電気アイロンだ

とか、電気洗濯機、あるいは電気髪こて、電気ひげそり、あるいは電気温水器、いろいろなものが入っておりますが、で、機種は百八十二です。この結果を見ますと、技術基準不適合数、これが機種で二十七、台数で四十八、こう出ているわけですね。詳しくこちらの表にも出ておりますが、この中から二、三拾つてみますと、一流メーカーの三菱電機あるいは鳥取三洋電機、これは電気温水器の絶縁抵抗がほとんどゼロだといふ、こういうような結果が出ておまして、非常にまあ危険だと思つておられます。ところが、これは電気用品取締法で一応の技術基準というものはあるわけですね、それでもなおかつこういうふうな一流のメーカーがこういうような欠陥の商品を出している。

こういうようなことから考えてみまして、今度の安全法案に、特定製品については、当然、これは省令で定める技術検定を受けると、まあこれはいいとして、登録製造業者の場合、これは製造しようとする特定製品の型式について、一定の要件のもとに、主務大臣の承認を受けることが出来るものとして、当該承認を受けた型式に従つて特定製品を製造したときは、2の規定にかかわらず、必ず表示することができると、これは一応型式において承認を受ければ、自分の会社で自主的に検査し、そのマークを張れるわけですね。まあこういうような規定になつておる。そして、定期的に何回か検査を主務大臣に受けなければならぬと、こういうことですが、この辺、いま私が最初にお聞きした電気の欠陥の例から見てどうお考えになるか、その辺の御意見を二人にお伺いしたいと思います。

○委員長(佐田一郎君) 速記をとめて。

○委員長(佐田一郎君) 速記をつけて。

○参考人(宇野政雄君) この問題は、産産審の消費経済部会でも問題になつたこととございまして、非常に進んだ考え方の方から言われれば、当然、今度はいまこの御審議いただくような製品安

全法で全体を網羅すべきじゃないかと、そうすればかなり問題は解決するのじゃないか。つまり、いまの型式承認マークのようなものも含めたほうがですね。

ただ、現実の問題としては、法律があるから、その法律のほうも含めてという、重複するのではまずいだろうという様なことで、いまのような型式承認マークのほうのものはその運用をもっと強化してもらつと、こういうようなことで問題は一応解決するということはお考えられるのじゃないかという様な話だつたと思つてございまして、けれども、ですが、やはり世の中の進展の状況から見ると、むしろ私は、こちらのいまの法案で御審議いただくような方向で、これを、いままでのようなものとはほんとうは網羅すべきじゃないかという気がしております。一応このあれでは、別表としては、別表にあげておられますが、法律のものは除くということになつておるわけでございます。いまも、将来の問題としてはこの辺までも含めなければ、消費者というサイドから見れば困るのじゃないかという様な気はいたしておりますけれどもですね。

○中尾辰義君 まあ、これは通産省にお伺いするのが至当かもしれませんが、いまの電気用品でも、一応、電気用品取締法という法律があつて、その中には技術基準もあるわけですね。それで、あいつの欠陥が出た、しかも一流メーカーであつた欠陥を出したということ、どこにその欠陥があるのかですね。

それから、そういうところから勘案して、今度の型式承認によつて登録事業者は自分でばんばん張れると、このことで大体完全にいけるかどうか、その辺のところをお伺いしたいのです。

○参考人(宇野政雄君) 今度の法案のほうでは、ものによつては、これは特に特定製品として指定したようなものについては、まずいものは発売を禁止させることができるという様なところがあるように思ひますけれども、何かその辺のところでは、こちらのこの法案で取り上げているものでは

そこまであるのだとなれば、企業としても非常に注意をしていくという問題も出てくるだろうと思ひますし、前のいままでの型式承認の様なものとの違いというのはそこに出てくるのじゃないかという気がいたしておりますけれどもね。

○委員長(佐田一郎君) 高田参考人、関連してひとつ……

○参考人(高田ユリ君) いまの先生の御意見で、私も、いまの法案ができて、やはりたとえは電気用品関係で基準にはずれるようなものがでてくるといふような、そういうケースは全くなくならないんではないかというふうな考へておるわけですね。たとえばそういうふうな製品が出てくるといふのは、いろんな総合的な、要するに、役所の行政の姿勢とか、法律の内容とか、総合的な結論がそういう形で出てくるんではないかと思ひますけれども、要するに、監視をより充実させて、そういうものをよく公表すると、メーカーの名前を含めて、遠慮しないでどんどんこの部分がどうなのかという公表をやはり消費者の立場に立つて公表をしていくとか、それから回収命令を出す場合に、よく私どものほうでも苦情の窓口を開いているわけですね。そこへ電気用品で、たとえば電気こたつが焦げたという様な危険商品が持ち込まれるわけですね。ところが、それを見ても、こういう危険な商品を、欠陥商品に対して回収しますからという様なメーカーの広告が出ておるわけですね。で、それが非常に小さい、このぐらゐのスペースで回収の広告が出ておる。普通、宣伝をするときには一ページ広告を出しておいて、回収のときには非常に小さい、目につかないような方法で出ておる。それで、そういう欠陥が出たときに、回収の方法というところについてもう少しきびしく、回収の方法はどうあるか、回収がどこまで進んでいるかという様なことを、やはり指示するといふようなことが必要じゃないかと思ひます。

それからもう一つは新製品ですね、新製品が出てくる場合に、たとえばアメリカの法律の場合に

は、新消費財の製造業者に対し、販売する以前にその製品及び内容についての届け出を義務づけることができるという内容がうたわれているわけですが、その新消費財という定義が消費財のデザインとか、材料とか、エネルギー交換の形態がこれまでの消費財の中で実質的に使われたことがなくて、消費者が使う際に、その製品の安全性を決定するのに十分な情報に欠けているものというような新製品のチェックの条項が入っているんですけれども、これは一つの予防事項、欠陥商品が発生する一つの予防措置になるのではないかとふうに考えられるわけです。

それから罰則規定でも、日本の場合は三十万円でございすけれども、アメリカですと、たとえば一日一件について二千ドル以下、大体六十万円ですね。それから、要するに、委員会から罰則の通知を受けたあとに禁止行為を続けるものに対しては五万ドル以下と、千五百万円ですね。このぐらゐの大きな過料をつけているわけなんです。過料が多いからいいということではございせんけれども、やはりこういう基準、せつかく電気用品取締法という法律がありながら、それがうまく運用されていないというのは、総合的に判断して、いまアフターケアの監視の問題とか、回収はどうあったらいいとか、それから新製品のチェックとか、罰則のあり方とか、幾つか申しましたけれども、こういうような総合的な、要するに、処置のしかたが手ぬをいとはず基準にはずれるようなものが出てくるのではないかと、そういうふうに私は考えております。

○須藤五郎君 もう時間がありませんから、私、一言だけお伺いしたいのですが、高田さんのおっしゃった意味もさうだろうと思うのですが、こういう法律の中で私たちがほんとうに具体的に知りたと思う点は、政令によりというふうになつてゐるわけですね。だから私は、この政令に書き込む点を法の中にひとつ書いて、一般の人に示してもらいたいという気持ちを持っているのです。その点で言いますと、アメリカの消費者製品安全

法はより親切に私はできているように思っております。

それからもう一つは、安全協会の組織の問題ですが、評議員会、せめて評議員ぐらいは、私は民間の消費者団体の推薦する人の中に加えるべきだと思つてゐるが、その二点について、できれば一時間がもうありませんから、私、それじゃ高田さんに代表でひとつ御意見を伺つておきたいと思ひますが……

○参考人(高田ヨリ君) 先生のおっしゃるのと全く同意見でございます。ですから、政令でできるという場合に、政令はだれが定めるかということに私どもは非常に大きな問題があるというふうに考えております。そういう意味で、先ほども申しましたように、たとえば訴えの問題で、アメリカの場合は一アメリカがいというところでございせんすけれども、千二百字ぐらゐに具体的に書かれてゐる。ところが主務大臣の申し出の項で、日本の法案の場合には大体二百四十六字ぐらゐで、ふあつと、こゝろあゝいまいもことした表現で終わつてゐるという点は、やはり一応こゝろいう点を見ても、その法律が消費者となじみにくいというふうなことが出てくるのではないかと、いふに、全く私見でございすが、そう思ひますし、先ほどおっしゃられました評議員会の問題を含めて、少なくとも消費者団体の意向を反映する方がオールメンバーでなければいけないといふふうに考えております。

○委員長(佐田一郎君) これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の各位には、御多用中、長時間にわたり御出席をいただきまして、また、貴重な御意見を拝聴させていただきました。まことにありがとうございます。委員一同を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十七分散会

四月二十六日日本委員会に左の案件を付託され

た。

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月九日)

一、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

証をした借入金の額がそれぞれ四百五十万円及び三百万円(輸出中小企業間連保証及びその他の保証ごとと、当該債務者)と、「三百万円から」とあるのは「それぞれ四百五十万円及び三百万円から」とに改める。

附則第二項中「三年」を「五年」に改める。

附則第三項中「昭和四十六年十月一日」を「昭和四十八年二月十四日」に改める。

附則第四項中「この法律」を「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六項から第八項までの規定は、同日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(以下「旧法」という。)第三條第一項の認定を受けた中小企業者(以下「旧認定中小企業者」という。)であつて旧法第六條第一項の認定を受けたものに関する中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)による貸付金の償還期間の延長、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第百六十四号)による輸出中小企業間連保証の特例、課税の特例及び報告の徴収については、なお従前の例による。

3 旧認定中小企業者であつて旧法第六條第一項の認定を受けていないものに関する中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長及び中小企業信用保険法による輸出中小企業間連保証の特例(その者の経営の安定を図るのに必要な資金に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

4 旧認定中小企業者であつて旧法第六條第一項の認定を受けていないものがこの法律の施行の

日以後に改正後の国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律（以下「新法」という。）第三条第一項の認定を受けないでその事業の転換を行なう場合には、その者を同項の認定を受けた中小企業者とみなして新法第六條から第十一條まで及び第十三條の規定を適用する。この場合において、その者がその事業の転換を行なうのに必要な資金に係る中小企業信用保険法による輸出中小企業関連保証の特例については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正等）

6 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六號）の一部を次のように改正する。

第二十八條の四中「昭和四十六年又は昭和四十七年」を「昭和四十八年又は昭和四十九年」に改める。

第六十八條の三中「昭和四十六年八月十六日」を「昭和四十八年二月十四日」に改める。

7 前項の規定による改正後の租税特別措置法（以下「改正後の租税特別措置法」という。）第二十八條の四又は第六十八條の三の規定は、それぞれこの法律の施行の日以後に新法第三條第一項の認定を受けた個人で新法第四條に規定する認定中小企業者に該当するもの（当該個人の相続人及び包括受遺者を含む。）又は同日以後に当該認定を受けた法人で当該認定中小企業者に該当するもの及び改正後の租税特別措置法第六十八條の三に規定する認定中小企業法人に準ずる法人について適用し、同日前に旧法第三條第一項の認定を受けた個人で旧法第四條に規定する認定中小企業者に該当するもの（当該個人の相続人及び包括受遺者を含む。）並びに同日前に当該認定を受けた法人で当該認定中小企業者に該当するもの及び前項の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三に規定する認

定中小企業法人に準ずる法人については、なお従前の例による。

8 前項に規定するもののほか、改正後の租税特別措置法第二十八條の四及び第六十八條の三の規定の適用に関し必要な経過措置は、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第二十五號）附則第三項及び第五項から第七項までの規定に準じ、政令で定める。

四月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整（第三条―第十四条）

第三章 雑則（第十五条―第十七条）

第四章 罰則（第十八条―第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、消費者の利益の保護に配慮しつつ、大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整することにより、その周辺の中小小売業の事業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を図り、もつて国民経済の健全な進展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を営むための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この法律で「大規模小売店舗」とは、次条第二項又は第三項の公示に係る建物をいう。

第二章 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整

（大規模小売店舗に関する公示等）

第三条 一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が千五百平方メートル（都の特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内においては、三千平方メートル。以下「基準面積」という。）以上であるものの新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより当該建物となる場合を含む。以下同じ。）をする者（小売業を営むための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を営むための店舗の用に供し又は供させるためその建物の一部を設置している者があるときはその者を除く。以下同じ。）は、その建物の見やすい場所に通商産業省令で定めるところにより表示を掲げるとともに、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、当該新設をする者が二人以上である場合において、これらの者の全部が、又はその一部が共同して当該表示を掲げるとともに、当該届出を行なうことができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出（同項の規定により一の建物について二以上の届出がある場合には、その最初の届出）があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、その届出に係る建物における小売業の事業活動について調整が行なわれることがある旨の公示をしなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項に規定する建物について同項の規定による届出がない場合において、必要があると認めるときは、その建物につき前二項の規定の例により表示及び公示をすることができ。

4 第一項に規定する建物の床面積を変更し、又はその建物の全部若しくは一部の用途を変更することによりその建物内の店舗面積を基準面積未満とする者は、同項又は前項の表示を除去するとともに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

5 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、その届出に係る建物に係る第二項又は第三項の公示がその効力を失う旨の公示をしなければならない。

6 通商産業大臣は、その店舗面積が基準面積未満となつた大規模小売店舗について第四項の規定による届出がない場合において、必要があると認めるときは、その大規模小売店舗につき前項の規定の例により公示をすることができ。

7 第一項に規定する建物の新設をする者は、第二項又は第三項の公示があつた後でなければ、建物その全部又は一部を、基準面積をこえて小売業を営むための店舗の用に供し、又は供させるはならない。

8 第一項の規定の適用については、屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によつて二以上の部分に隔てられておるときは、その隔てられたそれぞれ部分及び通路によつて接続され、機能が一體となつておる二以上の建物は、これを一の建物とし、その建物に附属建物があるときは、これをあわせたるものをもつて一の建物とする。）（大規模小売店舗における小売業の営業開始等の制限）

第四条 大規模小売店舗においては、その大規模小売店舗について前条第二項又は第三項の公示がされた日から六月を経過した後でなければ、何人も、新たに小売業を営んではならない。

2 前条第二項又は第三項の公示がされた大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該大規模小売店舗における店舗面積を

増加してはならない。

(大規模小売店舗における小売業者の届出)

第五條 大規模小売店舗において小売業を営もうとする者は、大規模小売店舗ごとに、その営業の開始の日(以下「開店日」という。)の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 大規模小売店舗の所在地

三 開店日

四 店舗面積

2 第三條第二項又は第三項の公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、その公示の日から二月以内に、前項第一号、第二号及び第四号の事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

3 前二項の規定による届出には、通商産業省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

(開店日の繰上げ等の届出)

第六條 前條第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る開店日の繰上げをしようとするときは、繰上げ後の開店日の四月前までに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

2 前條第一項又は第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る店舗面積の増加をしようとするときは、店舗面積を増加する日の四月前までに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 前條第三項の規定は、前二項の規定による届出に準用する。

(変更届出)

第七條 通商産業大臣は、第五條第一項又は前條第一項若しくは第二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る大規模小売店舗の周辺の人口の規模及びその推移、中小小売

業の近代化の見通し、他の大規模小売店舗の配置及び当該他の大規模小売店舗における小売業の現状等の事情を考慮して、その届出に係る事項が実施されることによりその届出に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかを審査し、そのおそれがあると認めるときは、大規模小売店舗審議会の意見をきいて、その届出を受理した日から三月以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る開店日を繰り下げ、又は店舗面積を減少すべきことを勧告することができる。

2 大規模小売店舗審議会は、前項の規定により意見をきかれた場合において、その意見を定めようとするときは、その大規模小売店舗の所在地がその地区内にある商工会議所又は商工会の意見及び通商産業省令で定めるところにより申出をした者の意見をきかなければならない。

(変更命令)

第八條 通商産業大臣は、前條第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、同項に規定する事態が生じ、中小小売業の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは、大規模小売店舗審議会の意見をきいて、その届出を受理した日から四月以内に限り、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る開店日を繰り下げ、又は店舗面積を減少すべきことを命ずることができる。

2 前條第二項の規定は、前項の規定により大規模小売店舗審議会が意見をきかれた場合に準用する。

(開店時刻及び休業日数)

第九條 大規模小売店舗において小売業を営もうとする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日までに、その開店時刻を通商産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、その開店時刻が通商産業省令で定める時刻以前であるときは、この限りでない。

2 大規模小売店舗において小売業を営もうとす

る者は、大規模小売店舗ごとに、開店日までに、その休業日数を通商産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、その休業日数が通商産業省令で定める日数以上であるときは、この限りでない。

3 大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、その閉店時刻の繰下げ又は休業日数の減少をしようとするときは、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、繰下げ後の閉店時刻が第一項の通商産業省令で定める時刻以前であるとき、若しくは減少後の休業日数が前項の通商産業省令で定める日数以上であるとき、又は閉店時刻の繰下げ若しくは休業日数の減少が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

4 第七條の規定は前三項の規定による届出に、前條の規定は前三項の規定による届出に係る勧告に、それぞれ準用する。この場合において、第七條第一項及び前條第一項中「開店日を繰り下げ、又は店舗面積を減少すべきこと」とあるのは、「閉店時刻を繰り上げ、又は休業日数を増加すべきこと」と読み替えるものとする。

(改善勧告)

第十條 通商産業大臣は、大規模小売店舗における小売業者の顧客の送迎その他の営業に関する行為がその大規模小売店舗における小売業の事業活動を通じてその周辺の中小小売業の事業活動に影響を及ぼすおそれがある場合において、その中小小売業の維持育成を図るため特に必要があると認めるときは、その営業に関する行為を行なつてゐる小売業者に対し、その営業に関する行為をしないように勧告することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(消費者に対する配慮等)

第十一條 通商産業大臣は、第七條第一項(第九條第四項において準用する場合を含む。)、第八條第一項(第九條第四項において準用する場合

を含む。)、又は前條第一項に規定する措置の運用に当たつては、消費者の利益の保護について配慮し、あわせて、大規模小売店舗における中小小売業の近代化その他の小売業の事業活動の円滑な遂行に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第十二條 第五條第一項又は第二項の規定による届出をした者は、第六條第一項又は第二項の規定による届出を要する場合を除き、その届出に係る第五條第一項各号に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第九條第一項又は第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る閉店時刻の繰上げ又は休業日数の増加をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(承継)

第十三條 第五條第一項若しくは第二項又は第九條第一項から第三項までの規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その届出をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により第五條第一項若しくは第二項又は第九條第一項から第三項までの規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から一月以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(営業の停止)

第十四條 通商産業大臣は、大規模小売店舗における小売業者が第四條、第五條第一項、第六條第一項若しくは第二項若しくは第九條第一項から第三項までの規定に違反し、又は第八條第一項(第九條第四項において準用する場合を含む。)

む。の規定による命令に違反したときは、その小売業者に対し、一年以内の期間を定めてその小売業の営業の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、第三条第一項に規定する建物で同条第二項または第三項の公示がされてないものにおける小売業者が、その建物が明らかに同条第一項に規定する建物に該当することを知らずして認められる場合において、その者の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、その小売業者に対し、一年以内の期間を定めてその小売業の営業の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

### 第三章 雑則

(商工会議所等への通知)

第十五条 通商産業大臣は、第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出があつたときは、その届出に係る開店日、店舗面積その他大規模小売店舗における小売業の事業活動に対応してその周辺の中小小売業の近代化を行なうに際し参考となる事項で通商産業省令で定めるものを、その大規模小売店舗の所在地がその地区内にある商工会議所又は商工会に通知するものとする。

(報告及び立入検査)

第十六条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する建物を設置する者若しくは大規模小売店舗における小売業者に対し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは店舗に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

ない。

(異議申立ての手続における聴聞)

第十七条 通商産業大臣は、第八条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む。)又は第十四条の規定による命令についての異議申立てがあつたときは、異議申立人に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第四章 罰則

第十八条 第八条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む。)又は第十四条の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第七項又は第四条の規定に違反した者

二 第五条第一項若しくは第二項、第六条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十條 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十二条又は第十三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(百貨店法の廃止)

第二条 百貨店法(昭和三十一年法律第百十六号)は廃止する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際前条の規定による廃止前の百貨店法(以下「旧法」という。)第三条又は第六条第一項の許可の申請をしている者の当該申請に関する旧法第三条、第五条、第六条、第二十条、第二十一条及び第二十四条の規定に係る事項については、なお従前の例による。この場合において、旧法第五条第二項及び第三項中「百貨店審議会」とあるのは、「大規模小売店舗審議会」とする。

第四条 この法律の施行の際第三条第一項に規定する建物を設置している者(小売業を営むための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部を設置している者を除く。以下同じ。)は、この法律の施行の日から起算して一月以内に、その建物の見やすい場所に通商産業省令で定めるところにより同項の表示を掲げるとともに、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、当該建物を設置している者が二人以上である場合においては、これらの者の全部が、又はその一部が共同して当該表示を掲げるとともに、当該届出を行なうことができる。

2 前項の規定による届出は、第三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による届出とみなす。

3 この法律の施行の際第三条第一項に規定する建物を設置している者は、同条第二項又は第三項の公示があつた後でなければ、その建物の全部又は一部を、この法律の施行の際供し又は供させている店舗面積をこえて小売業を営むための店舗の用に供し、又は供させてはならない。

第五条 第四条の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

第六条 この法律の施行後第三条第一項に規定する建物において小売業を営もうとする者であつて、その店舗につき、この法律の施行の際旧法第三条若しくは第六条第一項の許可を受けているもの又は附則第三条の規定により従前の例によることとされる旧法第三条若しくは第六条第一項の許可を受けたものについては、第五条第一項の規定は、適用しない。

2 前項に規定する者は、第六条第一項若しくは第二項、第十二条第一項又は第十三条の規定の適用については、当該店舗につき第五条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

3 この法律の施行の際第三条第一項に規定する建物において小売業を営んでいる者であつて、その店舗につきこの法律の施行の際旧法第三条又は第六条第一項の許可を受けているものについては、第五条第二項の規定は、適用しない。

4 前項に規定する者は、第六条第二項、第十二条第一項又は第十三条の規定の適用については、当該店舗につき第五条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

5 この法律の施行の際第三条第一項に規定する建物において小売業を営んでいる者であつて、その店舗につき、この法律の施行の際旧法第六条第一項の許可を受けているもの又は附則第三条の規定により従前の例によることとされる旧法第六条第一項の許可を受けたものについては、第六条第二項の規定は、適用しない。

第七条 この法律の施行の日から起算して四月を経過する日までに大規模小売店舗において小売業を営もうとする者(旧法第二条に規定する百貨店業を営もうとする者を除く。)に関する第五項第一項の規定の適用については、同項中「その営業の開始の日(以下「開店日」という。))の四月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

第八条 この法律の施行の日から起算して四月を



経過する日までに大規模小売店舗において小売業を営む者（旧法第二条に規定する百貨店業者を営む者を除く。）に関する第六條第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項中「繰上げ後の開店日の四月前までに」とあり、同条第二項中「店舗面積を増加する日の四月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

第九條 附則第七條の規定により同条に規定する者に適用することとされる第五條第一項の規定又は前条の規定により同条に規定する者に適用することとされる第六條第一項若しくは第二項の規定による届出については、第七條第一項の規定は、適用しない。

第十條 附則第四條第三項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十一條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二條 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「百貨店法（昭和三十一年法律百十六号）第六條第一項に規定する百貨店業者」とを「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗において小売業を営む者とその周辺の」に改める。

第十三條 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第十五條第三項中「百貨店業者（百貨店法（昭和三十一年法律百十六号）第三条の許可を受けた者をいう。）」を「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗において小売業を営む者とその周辺の」に改める。

業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗において小売業を営む者」に改める。

（登録免許税法の一部改正）  
第十四條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第三十二号を次のように改める。

三十二 削除  
（通商産業省設置法の一部改正）  
第十五條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十号を次のように改める。

三十 大規模小売店舗における小売業に必要の命令をすること。

第九條第八号中「百貨店業」の下に「その他大規模小売店舗における小売業」を加える。

第二十五條第一項の表中百貨店審議会の項を次のように改める。

|            |                                                 |
|------------|-------------------------------------------------|
| 大規模小売店舗審議会 | 百貨店業その他大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議すること。 |
|------------|-------------------------------------------------|

四月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業の経営安定に関する請願（第一五〇四号）

一、石炭鉱業に関する請願（第一五八三号）

第一五〇四号 昭和四十八年四月十三日受理  
中小企業の経営安定に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市加納三九九ノ三  
松浦莊三郎外六百六名

紹介議員 白木義一郎君  
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第一五八三号 昭和四十八年四月十八日受理  
石炭鉱業に関する請願  
請願者 札幌市中央区北三号西六丁目北海  
道議会議長 杉本栄一  
紹介議員 河口 陽一君

石炭需要の減退を防止するとともに、新たな需要を喚起するよう、また、急激な過剰化に悩む産炭地の振興についても、積極的に促進するよう、左記の措置を講ぜられたい。

一、石炭専焼火力発電所の建設を政府の施策とし、深刻化する電源立地難、石油需給状況の急迫化、北海道産出炭の低硫黄性、産炭地域住民の建設希望及び施行の容易性等を考慮の上、北海道産炭地等に早急に建設を促進して石炭の需要拡大をはかること。

二、石炭需要の減退を防止するため、政策需要の確保はもろろん、その他の需要業界に対しても、石炭引き取り体制の強化をはかることと、国内産出炭の優先使用につき配慮すること。

三、石炭化学をはじめとした石炭利用工業の開発を促進するとともに、その実用化をはかること。

四、現行の鉱業権を再検討し、炭層賦存条件に適応した合理的採掘が行なわれるよう計画樹立をはかることと、遊休鉱区については必要に応じ、隣接炭鉱に解放すること。

五、高温、ガス突出、地圧等の対策をより促進するとともに、保安監督官の適正配置を検討し保安監督指導体制を強化すること。

六、産炭地の再開発、振興のため、実効のある施策の推進強化をはかること。炭鉱離職者の滞留状況にかんがみ、就業の機会を増大するため、諸施策を北海道に適合するよう改善すること。

また、閉山地区における遊休施設にかかわる処理不能の残存債務については、特例措置をとること。

七、炭鉱労働者住宅の建設増大をはかるとともに、炭鉱従業員の家族構成及び生活環境等を考慮し、三DKとすること。

八、石炭鉱業年金については、受給時の経済事情に適應するよう配慮してその増額をはかること。

第五号中正誤

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| ページ | 誤   | 正   |
| 一   | 四から | のなも |
| 二   | 二   | のなも |
| 三   | 二   | のなも |
| 四   | 二   | のなも |
| 五   | 二   | のなも |
| 六   | 二   | のなも |
| 七   | 二   | のなも |
| 八   | 二   | のなも |
| 九   | 二   | のなも |
| 十   | 二   | のなも |
| 十一  | 二   | のなも |
| 十二  | 二   | のなも |
| 十三  | 二   | のなも |
| 十四  | 二   | のなも |
| 十五  | 二   | のなも |
| 十六  | 二   | のなも |
| 十七  | 二   | のなも |
| 十八  | 二   | のなも |
| 十九  | 二   | のなも |
| 二十  | 二   | のなも |
| 二十一 | 二   | のなも |
| 二十二 | 二   | のなも |
| 二十三 | 二   | のなも |
| 二十四 | 二   | のなも |
| 二十五 | 二   | のなも |
| 二十六 | 二   | のなも |
| 二十七 | 二   | のなも |
| 二十八 | 二   | のなも |
| 二十九 | 二   | のなも |
| 三十  | 二   | のなも |
| 三十一 | 二   | のなも |
| 三十二 | 二   | のなも |
| 三十三 | 二   | のなも |
| 三十四 | 二   | のなも |
| 三十五 | 二   | のなも |
| 三十六 | 二   | のなも |
| 三十七 | 二   | のなも |
| 三十八 | 二   | のなも |
| 三十九 | 二   | のなも |
| 四十  | 二   | のなも |
| 四十一 | 二   | のなも |
| 四十二 | 二   | のなも |
| 四十三 | 二   | のなも |
| 四十四 | 二   | のなも |
| 四十五 | 二   | のなも |
| 四十六 | 二   | のなも |
| 四十七 | 二   | のなも |
| 四十八 | 二   | のなも |
| 四十九 | 二   | のなも |
| 五十  | 二   | のなも |
| 五十一 | 二   | のなも |
| 五十二 | 二   | のなも |
| 五十三 | 二   | のなも |
| 五十四 | 二   | のなも |
| 五十五 | 二   | のなも |
| 五十六 | 二   | のなも |
| 五十七 | 二   | のなも |
| 五十八 | 二   | のなも |
| 五十九 | 二   | のなも |
| 六十  | 二   | のなも |
| 六十一 | 二   | のなも |
| 六十二 | 二   | のなも |
| 六十三 | 二   | のなも |
| 六十四 | 二   | のなも |
| 六十五 | 二   | のなも |
| 六十六 | 二   | のなも |
| 六十七 | 二   | のなも |
| 六十八 | 二   | のなも |
| 六十九 | 二   | のなも |
| 七十  | 二   | のなも |
| 七十一 | 二   | のなも |
| 七十二 | 二   | のなも |
| 七十三 | 二   | のなも |
| 七十四 | 二   | のなも |
| 七十五 | 二   | のなも |
| 七十六 | 二   | のなも |
| 七十七 | 二   | のなも |
| 七十八 | 二   | のなも |
| 七十九 | 二   | のなも |
| 八十  | 二   | のなも |
| 八十一 | 二   | のなも |
| 八十二 | 二   | のなも |
| 八十三 | 二   | のなも |
| 八十四 | 二   | のなも |
| 八十五 | 二   | のなも |
| 八十六 | 二   | のなも |
| 八十七 | 二   | のなも |
| 八十八 | 二   | のなも |
| 八十九 | 二   | のなも |
| 九十  | 二   | のなも |
| 九十一 | 二   | のなも |
| 九十二 | 二   | のなも |
| 九十三 | 二   | のなも |
| 九十四 | 二   | のなも |
| 九十五 | 二   | のなも |
| 九十六 | 二   | のなも |
| 九十七 | 二   | のなも |
| 九十八 | 二   | のなも |
| 九十九 | 二   | のなも |
| 一百  | 二   | のなも |



昭和四十八年五月十九日印刷

昭和四十八年五月二十一日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局